

別紙1 使用禁止物質

グリーン調達基準書 Ver6.0

(製品および梱包材への含有を禁止する物質)

No.	物質群	対象部位	閾値	用途・使用例	参照法規制
1	カドミウム／カドミウム化合物	電池を除くすべて	均質材料の0.01重量% (100ppm)	顔料、耐蝕表面処理、 電池、接点、PVC安定 剤	1,2
		電池	電池の0.001重量% (10ppm)		
2	六価クロム化合物	すべて	均質材料の0.1重量% (1,000ppm)	顔料、塗料、インク、 触媒、防食表面処理、 染料、防錆、メッキ	1,2
3	鉛／鉛化合物	下記に示す対象以 外すべて	均質材料の0.1重量% (1,000ppm)	顔料、塗料、ゴム硬化 剤、電池、プラスチック安 定剤、ゴム加硫剤、ハン ダ、ガラス、快削合金、合 金成分、各種樹脂添加 剤	1,2,3,4
		熱硬化性樹脂また は熱可塑性で被覆 された電線・ケーブ ルまたはコード	表面被覆の0.03重量% (300ppm)		
		電池	電池の0.004重量% (40ppm)		
4	水銀／水銀化合物	電池以外のすべて	意図的添加または均質材料 の0.1重量% (1,000ppm)	電池、蛍光材料、接点、 温度計、顔料	1,2,5
		電池	意図的添加または電池の 0.0001重量% (1ppm)		
5	トリブチルスズ＝オキシド (TBTO) CAS No.56-35-9	すべて	意図的添加	塗料、顔料、防腐剤、冷 媒、発泡剤、	8
6	三置換有機スズ化合物	すべて	意図的添加または均質材料 に1,000ppmのスズの含有 が有る場合	顔料、塗料、難燃剤、 安定剤、	2,8
7	ジブチルスズ化合物 (DBT)	すべて	材料中のスズの0.1重 量%(1,000ppm)	PVC用安定剤、シリコン 樹脂およびウレタン樹脂 用の硬化触媒	2
8	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	(1)皮膚と接触する ことを意図する織物 および皮革製品 (2)育児用品 (3)2液性室温硬 化モールドングキッ ト(RTV-2シーラン トモールドングキッ ト)	材料中のスズの0.1重 量%(1,000ppm)	PVC用安定剤、シリコン 樹脂およびウレタン樹脂 用の硬化触媒	2
9	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)	すべて	均質材料の0.1重量% (1,000ppm)	難燃剤	1,2
10	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	すべて	意図的添加または均質材料 の0.1重量% (1,000ppm)	難燃剤	1,2,8
11	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類) および特定代替品 * 付表 使用禁止物質詳細 参照	すべて	意図的添加	絶縁油、潤滑油、電気 絶縁媒体、可塑剤、塗 料溶媒、熱溶媒	2,8
12	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)	すべて	均質材料の0.005重量% (50ppm)	絶縁油、潤滑油、電気 絶縁媒体、可塑剤、塗 料溶媒、熱溶媒	2
13	ポリ塩化ナフタレン	すべて	意図的添加	潤滑油、塗料、プラスチ ック安定剤、電気絶縁媒 体、難燃剤	8,10
14	過塩素酸塩	すべて	成形品の0.0000006重 量% (0.006ppm)	コインセル電池	22

No.	物質群	対象部位	閾値	用途・使用例	参照法規制
15	パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS)	すべて	意図的添加または均質材料の0.1重量% (1,000ppm)	油圧油、金属メッキ、紙のコーティング材	8,9,10,12
16	フッ素系温室効果ガス (PFC, SF6, HFC) * 付表 使用禁止物質詳細 参照	すべて	意図的添加	冷媒、吹付け剤、洗浄剤、絶縁材、苛性ガス	14
17	アスベスト類	すべて	意図的添加	電気絶縁体、充填材、断熱材、摩擦材	2,6,7
18	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料 * 付表 使用禁止物質詳細 参照	繊維と皮革	仕上がり織物/皮革製品の0.003重量% (30ppm)	顔料、染料、着色剤	2
19	オゾン層破壊物質 * 付表 使用禁止物質詳細 参照	すべて	意図的添加	冷媒、発泡剤、洗浄剤、	15,16
20	放射性物質	すべて	意図的添加	煙探知機、測定装置、ゲージ類、検出器	19,20
21	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320) CAS No.3846-71-7	すべて	意図的添加	接着剤、塗料、印刷インク、プラスチック、パテ、コーキング、シール用充填剤 (紫外線吸収剤)	8
22	フタル酸エステル類 DEHP (CAS No.117-81-7) DBP (CAS No.84-74-2) BBP (CAS No.85-68-7) DINP (CAS No.28553-12-0 68515-48-0) DIDP (CAS No.26761-40-0 68515-49-1) DNOP (CAS No.117-84-0)	玩具用途の外郭部品	6物質の総和が1,000ppm以下	可塑剤、顔料、染料、塗料、インク、接着剤	2,4
23	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP) CAS No.117-81-7 ※2018年7月22日より禁止	すべて (玩具用途の外郭部品以外)	均質材料の0.1重量% (1,000ppm)	可塑剤、顔料、染料、塗料、インク、接着剤	1,2
24	フタル酸ジブチル (DBP) CAS No.84-74-2 ※2018年7月22日より禁止	すべて (玩具用途の外郭部品以外)	均質材料の0.1重量% (1,000ppm)	可塑剤、顔料、染料、塗料、インク、接着剤	1,2
25	フタル酸ブチルベンジル (BBP) CAS No.85-68-7 ※2018年7月22日より禁止	すべて (玩具用途の外郭部品以外)	均質材料の0.1重量% (1,000ppm)	可塑剤、顔料、染料、塗料、インク、接着剤	1,2
26	フタル酸ジイソブチル (DIBP) CAS No.84-69-5 ※2018年7月22日より禁止	すべて (玩具用途の外郭部品以外)	均質材料の0.1重量% (1,000ppm)	可塑剤、顔料、染料、塗料、インク、接着剤	1,2
27	ジメチルフマレート (フマル酸ジメチル) CAS No.624-49-7	すべて	均質材料の0.00001重量% (0.1ppm)	防湿剤、防カビ剤	2
28	4重金属 (Cd,Pb,Cr+,Hg)	梱包材	合計100ppm未満	梱包材に使用される顔料、塗料、PVC安定剤	17,18
29	短鎖型塩化パラフィン (炭素数10~13)	すべて	意図的添加 成形品の0.1重量% (1,000ppm)	グリス、金属加工油、難燃剤、PVC用可塑剤	10
30	多環芳香族炭化水素 (PAHs) * 付表 使用禁止物質詳細 参照	皮膚または口腔内に直接、繰り返し接触する場合	ゴムまたはプラスチック中 1ppm	ゴムまたはプラスチック中の顔料 (不純物)	2

No.	物質群	対象部位	閾値	用途・使用例	参照法規制
31	ヘキサブロモシクロデカン (HBCDD) * 付表 使用禁止物質詳細 参照	すべて	意図的添加 成形品の0.1重量% (1,000ppm)	難燃剤	8,9
32	パーフルオロオクタン酸 (PFOA) * 付表 使用禁止物質詳細 参照	すべて	意図的添加	油圧油、金属メッキ、洗剤、紙のコーティング材、プラスチック安定剤	11,13,8
33	ヒ素	木材防腐剤	木材防腐剤として使用される場合	木材防腐剤	2
34	塩化コバルト	乾燥剤	乾燥剤内のインジケータとして含有する場合	シリカゲル中の水分インジケータ	2
35	天然ゴム	玩具用途で、一般消費者が直接皮膚に触れる部位	意図的添加	ゴムブッシュ、ゴムシート、防振ゴム	－
36	赤リン CAS No.7723-14-0	絶縁性が必要な部位、強度が必要な部位 (金属中に添加されるリンは除外)	意図的添加	難燃剤	－
37	2-(2H-ベンゾトリアゾール2-イル) -4,6-ジ-tert-ベンチルフェノール(UV-328) CAS No.25973-55-1	すべて	意図的添加	紫外線吸収剤：ポリウレタン、PVC、エポキシ樹脂、アクリル樹脂、ポリカーボネート、エラストマー、ゴム、コーティングなど	2,9
38	リン酸イソプロピルフェニル (PIP(3:1)) (リン酸トリス) CAS No.68937-41-7	すべて	意図的添加	プラスチックの可塑剤や難燃剤、接着剤、塗料インク	6
39	デカブロモジフェニルエーテル(decaBDE) CAS No.1163-19-5	すべて	意図的添加	プラスチックの難燃剤	6,8,9
40	ヘキサクロロブタジエン (HCBD) CAS No.87-68-3	すべて	意図的添加	有機溶媒、洗浄剤	6,8,9
41	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP) CAS No.732-26-3	すべて	意図的添加	酸化防止剤、燃料、燃料添加剤、オイル、潤滑剤	6,8,9
42	ペンタクロロフェノール (PCTP) CAS No.133-49-3	すべて	意図的添加 成形品の1重量% (10,000ppm)	ゴムの軟化剤	6
43	ペルフルオロアルキルスルホン化合物及び パーフルオロアルキルスルホン化合物 (PFAS)	コーティング剤	意図的添加	表面コーティング	6
44	ペルフルオロヘキサンスルホン酸とその塩 (PFHxS) CAS No.355-46-4等	すべて	意図的添加	金属メッキ、研磨剤及び洗浄剤、コーティング、難燃剤	2,8,9
45	ペルフルオロカルボン酸 (炭素数9～21)とその塩および関連物質 (C9-C21 PFCA) CAS No.375-95-1等 * 付表 使用禁止物質詳細 参照	すべて	意図的添加 (PFCA類とその塩類の合計が25ppb未満。 PFCA類関連物質の合計が260ppb未満)	フッ素樹脂、フッ素ゴム、フッ素コーティング	2,9

No.	物質群	対象部位	閾値	用途・使用例	参照 法規制
46	デクロンプラス CAS No.13560-89-9、135821-74-8、135821-03-3	すべて	意図的添加	難燃剤	2,9
47	中鎖塩素化パラフィン（炭素数14～17）（MCCP） CAS No.85535-85-9	すべて	意図的添加	難燃性樹脂原料等	2,9

別紙1 付表 使用禁止物質詳細

No	物質群名	対象物質	CAS No.
11	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB)および特定代替品	ポリ塩化ビフェニル類(全ての異性体および同族体)	1336-36-3
		モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン(Uqilec 141)	76253-60-6
		モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン (Uqilec 121, Uqilec 21)	81161-70-8
		モノメチル-ジブromo-ジフェニルメタン(DBBT)	99688-47-8
16	フッ素系温室効果ガス (PFC, SF6, HFC)	テトラフルオロメタン (4 フッ化炭素、PFC-14)	75-73-0
		ヘキサフルオロエタン (PFC-116)	76-16-4
		オクタフルオロプロパン (PFC-218)	76-19-7
		デカフルオロブタン (PFC-31-10)	355-25-9
		ドデカフルオロペンタン (PFC-41-12)	678-26-2
		テトラデカフルオロヘキサン (PFC-51-14)	355-42-0
		オクタフルオロシクロブタン (PFC-c318)	115-25-3
		6 フッ化硫黄 (SF6)	2551-62-4
		トリフルオロメタン (HFC-23)	75-46-7
		ジフルオロメタン (HFC-32)	75-10-5
		フッ化メチル (HFC-41)	593-53-3
		2H,3H-デカフルオロペンタン (HFC-43-10mee)	138495-42-8
		ペンタフルオロエタン (HFC-125)	354-33-6
		1,1,2,2-テトラフルオロエタン (HFC-134)	359-35-3
		1,1,1,2- テトラフルオロエタン (HFC-134a)	811-97-2
		1,2-ジフルオロエタン(HFC-152)	624-72-6
		1,1-ジフルオロエタン (HFC-152a)	75-37-6
		1,1,2-トリフルオロエタン (HFC-143)	430-66-0
		1,1,1-トリフルオロエタン (HFC-143a)	420-46-2
		フルオロエタン(HFC-161)	353-36-6
		2H-ヘプタフルオロプロパン (HFC-227ea)	431-89-0
		1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236cb)	677-56-5
		1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236ea)	431-63-0
		1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236fa)	690-39-1
		1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245ca)	679-86-7
		1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245fa)	460-73-1
		1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン (HFC-365mfc)	406-58-6
18	一部の芳香族アミンを生 成するアゾ染料・顔料	4-アミノアゾベンゼン	1960/9/3
		o-アニシジン	90-04-0
		2-ナフチルアミン	91-59-8
		3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
		4-アミノビフェニル	92-67-1
		ベンジジン	92-87-5
		o-トルイジン	95-53-4
		4-クロロ-2-メチルアニリン	95-69-2
		2,4-トルエンジアミン	95-80-7
		o-アミノアゾトルエン・	97-56-3
		5-ニトロ-o-トルイジン	99-55-8
		3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-14-4
		4,4'-メチレンジアニン	101-77-9
		4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	101-80-4
		p-クロロアニリン	106-47-8
		3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
		3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
		2-メトキシ-5-メチルアニリン	120-71-8
		2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7

No	物質群名	対象物質	CAS No.
		4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	139-65-1
		2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
		4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	838-88-0
19	オゾン層破壊物質 モントリオール議定書 付属書A,B,C,Eに記載 の物質	CFCl ₃ (CFC-11)	—
		CF ₂ Cl ₂ (CFC-12)	—
		C ₂ F ₃ Cl ₃ (CFC-113)	—
		C ₂ F ₄ Cl ₂ (CFC-114)	—
		C ₂ F ₅ Cl (CFC-115)	—
		CF ₂ BrCl (halon-1211)	—
		CF ₃ Br (halon-1301)	—
		C ₂ F ₄ Br ₂ (halon-2402)	—
		CF ₃ Cl (CFC-13)	—
		C ₂ FCl ₅ (CFC-111)	—
		C ₂ F ₂ Cl ₄ (CFC-112)	—
		C ₃ FCl ₇ (CFC-211)	—
		C ₃ F ₂ Cl ₆ (CFC-212)	—
		C ₃ F ₃ Cl ₅ (CFC-213)	—
		C ₃ F ₄ Cl ₄ (CFC-214)	—
		C ₃ F ₅ Cl ₃ (CFC-215)	—
		C ₃ F ₆ Cl ₂ (CFC-216)	—
		C ₃ F ₇ Cl (CFC-217)	—
		CCl ₄ 四塩化炭素	—
		C ₂ H ₃ Cl ₃ 1,1,1-トリクロロエタン (メチルクロロホルム)	—
		対象物質	異性体の数
		CHFCl ₂ (HCFC-21)	1
		CHF ₂ Cl (HCFC-22)	1
		CH ₂ FCl (HCFC-31)	1
		C ₂ HFCl ₄ (HCFC-121)	2
		C ₂ HF ₂ Cl ₃ (HCFC-122)	3
		C ₂ HF ₃ Cl ₂ (HCFC-123)	3
		CHCl ₂ CF ₃ (HCFC-123)	—
		C ₂ HF ₄ Cl (HCFC-124)	2
		CHFClCF ₃ (HCFC-124)	—
		C ₂ H ₂ FCl ₃ (HCFC-131)	3
		C ₂ H ₂ F ₂ Cl ₂ (HCFC-132)	4
		C ₂ H ₂ F ₃ Cl (HCFC-133)	—
		C ₂ H ₃ FCl ₂ (HCFC-141)	3
		CH ₃ CFCl ₂ (HCFC-141b)	—
		C ₂ H ₃ F ₂ Cl (HCFC-142)	3
		CH ₃ CF ₂ Cl (HCFC-142b)	—
		C ₂ H ₄ FCl (HCFC-151)	2
		C ₃ HFCl ₆ (HCFC-221)	5
		C ₃ HF ₂ Cl ₅ (HCFC-222)	9
		C ₃ HF ₃ Cl ₄ (HCFC-223)	12
		C ₃ HF ₄ Cl ₃ (HCFC-224)	12
		C ₃ HF ₅ Cl ₂ (HCFC-225)	9
		CF ₃ CF ₂ CHCl ₂ (HCFC-225ca)	—
		CF ₂ ClCF ₂ CHClF (HCFC-225cb)	—
		C ₃ HF ₆ Cl (HCFC-226)	5
		C ₃ H ₂ FCl ₅ (HCFC-231)	9
		C ₃ H ₂ F ₂ Cl ₄ (HCFC-232)	16

No	物質群名	対象物質	CAS No.
		C ₃ H ₂ F ₃ Cl ₃ (HCFC-233)	18
		C ₃ H ₂ F ₄ Cl ₂ (HCFC-234)	16
		C ₃ H ₂ F ₅ Cl (HCFC-235)	9
		C ₃ H ₃ FCl ₄ (HCFC-241)	12
		C ₃ H ₃ F ₂ Cl ₃ (HCFC-242)	18
		C ₃ H ₃ F ₃ Cl ₂ (HCFC-243)	18
		C ₃ H ₃ F ₄ Cl (HCFC-244)	12
		C ₃ H ₄ FCl ₃ (HCFC-251)	12
		C ₃ H ₄ F ₂ Cl ₂ (HCFC-252)	16
		C ₃ H ₄ F ₃ Cl (HCFC-253)	12
		C ₃ H ₅ FCl ₂ (HCFC-261)	9
		C ₃ H ₅ F ₂ Cl (HCFC-262)	9
		C ₃ H ₆ FCl (HCFC-271)	5
		CH ₂ Br ₂	1
		CHF ₂ Br(HBFC-22B1)	1
		C ₂ HF ₂ Br ₃	3
		C ₂ HF ₄ Br	2
		C ₂ H ₂ F ₂ Br ₂	4
		C ₂ H ₃ FBr ₂	3
		C ₂ H ₄ FBr	2
		C ₃ HF ₂ Br ₅	9
		C ₃ HF ₄ Br ₃	12
		C ₃ HF ₆ Br	5
		C ₃ H ₂ F ₂ Br ₄	16
		C ₃ H ₂ F ₄ Br ₂	16
		C ₃ H ₃ FBr ₄	12
		C ₃ H ₃ F ₃ Br ₂	18
		C ₃ H ₄ FBr ₃	12
		C ₃ H ₄ F ₃ Br	12
		C ₃ H ₅ F ₂ Br	9
		CH ₂ FBr	1
		C ₂ HFBr ₄	2
		C ₂ HF ₃ Br ₂	3
		C ₂ H ₂ FBr ₃	3
		C ₂ H ₂ F ₃ Br	3
		C ₂ H ₃ F ₂ Br	3
		C ₃ H ₂ FBr ₆	5
		C ₃ HF ₃ Br ₄	12
		C ₃ HF ₅ Br ₂	9
		C ₃ H ₂ FBr ₅	9
		C ₃ H ₂ F ₃ Br ₃	18
		C ₃ H ₂ F ₅ Br	8
		C ₃ H ₃ F ₂ Br ₃	18
		C ₃ H ₃ F ₄ Br	12
		C ₃ H ₄ F ₂ Br ₂	16
		C ₃ H ₅ FBr ₂	9
		C ₃ H ₆ FBr	5
		CH ₂ BrCl ブロモクロロメタン	—
		CH ₃ Br 臭化メチル	—

No	物質群名	対象物質	CAS No.
30	多環芳香族炭化水素 (PAHs)	ベンゾ(a)ピレン(BaP) 50-32-8	50-32-8
		ベンゾ(e)ピレン(BeP) 192-97-2	192-97-2
		ベンゾ(a)アントラセン(BaA) 56-55-3	56-55-3
		クリセン(CHR) 218-01-9	218-01-9
		ベンゾ(b)フルオランテン(BbFA) 205-99-2	205-99-2
		ベンゾ(j)フルオランテン(BjFA) 205-82-3	205-82-3
		ベンゾ(k)フルオランテン(BkFA) 207-08-9	207-08-9
		ジベンゾ(a, h)アントラセン(DBAhA) 53-70-3	53-70-3
31	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	25637-99-4
			4736-49-6
			65701-47-5
			138257-17-7
			138257-18-8
			138257-19-9
			169102-57-2
			678970-15-5
			678970-16-6
			678970-17-7
32	パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン	3194-55-6
		α-ヘキサブロモシクロドデカン	134237-50-6
		β-ヘキサブロモシクロドデカン	134237-51-7
		γ-ヘキサブロモシクロドデカン	134237-52-8
		パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	335-67-1
		パーフルオロオクタン酸アンモニウム(APFO)	3825-26-1
		パーフルオロオクタン酸のナトリウム塩	335-95-5
		パーフルオロオクタン酸のカリウム塩	2395-00-8
45	パーフルオロオクタン酸の銀塩	パーフルオロオクタン酸の銀塩 335-93-3	335-93-3
		パーフルオロオクタン酸フルオリド 335-66-0	335-66-0
		パーフルオロオクタン酸メチル 376-27-2	376-27-2
		パーフルオロオクタン酸エチル 3108-24-5	3108-24-5
	ペルフルオロカルボン酸(C9-C21PFCA)	ペルフルオロノナン酸 (PFNA)	375-95-1
		ノナデカフルオロデカン酸 (PFDA)	335-76-2
		ヘニコサフルオロウンデカン酸 (PFUnDA)	2058-94-8
		トリコサフルオロドデカン酸 (PFDoDA)	307-55-1
		ペンタコサフルオロトリデカン酸 (PFTrDA)	72629-94-8
		ヘプタコサフルオロテトラデカン酸 (PFTDA, PFTeDA)	376-06-7
		ペンタデカン酸 (PFPeDA)	141074-63-7
		ヘキサデカン酸 (PFHxDA)	67905-19-5
		ヘプタデカン酸 (PFHpDA)	57475-95-3
		オクタデカン酸 (PFODA, PFOcDA)	16517-11-6
		ノナデカン酸 (PFNDA)	133921-38-7
		エイコサン酸 (C20 PFCA)	68310-12-3
		ペルフルオロヘンエイコサン酸 (C21 PFCA)	-
	長鎖型PFCA塩類	ヘプタデカフルオロ-アンモニウム塩 (1:1)	4149-60-4
		ヘプタデカフルオロ-ナトリウム塩 (1:1)	21049-39-8
		ノナデカフルオロ-ナトリウム塩 (1:1)	3830-45-3
		ノナデカフルオロ-アンモニウム塩 (1:1)	3108-42-7

2-1. 使用禁止物質

2-1-1. オゾン層保護法に定める特定物質及び指定物質

No.	CAS No.	物質名	英文名
1	—	CFC	CFC
2	—	ハロン	Halon
3	56-23-5	四塩化炭素	Carbon tetrachloride
4	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-Trichloroethane
5	—	HCFC	HCFC
6	—	HBFC	HBFC
7	74-97-5	ブロモクロロメタン	Bromochloromethane
8	74-83-9	臭化メチル	Methyl bromide

2-1-2. 土壌汚染防止のための使用禁止物質

No.	CAS No.	物質名	英文名
1	56-23-5	四塩化炭素	Carbon tetrachloride
2	107-06-2	1,2-ジクロロエタン	1,2-Dichloroethane
3	75-35-4	1,1-ジクロロエチレン	1,1-Dichloroethylene
4	156-59-2	シス-1,2-ジクロロエチレン	Cis-1,2-Dichloroethylene
5	542-75-6	1,3-ジクロロプロペン	1,3-dichloropropene
6	75-09-2	ジクロロメタン	Dichloromethane
7	127-18-4	テトラクロロエチレン	Tetrachloroethylene
8	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-Trichloroethane
9	79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-Trichloroethane
10	79-01-6	トリクロロエチレン	Trichloroethylene
11	71-43-2	ベンゼン	Benzene

2-1-3. 大気汚染防止法の特定粉塵

No.	CAS No.	物質名	英文名
1		石綿（アスベスト）	Asbestos

2-1-4. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法室の第1種特定化学物質

No.	CAS No.	物質名	英文名
1	-	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	Polychlorinated biphenyls (PCB)
2	-	ポリ塩化ナフタレン (塩素数2 以上のもの)	Polychlorinated naphthalene (2or more chlorine atoms)
3	118-74-1	ヘキサクロロベンゼン	Hexachlorobenzene
4	309-00-2	アルドリン	Aldrin
5	60-57-1	ディルドリン	Dieldrin
6	72-20-8	エンドリン	Endrin
7	50-29-3	DDT	DDT
8	57-74-9	クロルデン	Chlordane
	76-44-8	ヘプタクロル	Heptachlor
9	56-35-9	ビス (トリブチルスズ) = オキシド	Bis (tributyltin) oxide
10	-	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン	N,N'-ditolyl-p-phenylenediamine
11	732-26-3	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール(2,4,6-TTBP)	2,4,6-tris-tert-butylphenol
12	8001-35-2	トキサフェン	Toxaphene
13	2385-85-5	マイレックス	Mirex
14	115-32-2	2,2,2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル) エタノール または 2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール (別名: ケルセノール又はジコホル)	2,2,2-trichloro-1-(2-chlorophenyl)-1-(4-chlorophenyl) ethanol 2,2,2-trichloro-1,1-bis(4-chlorophenyl) ethanol
15	87-68-3	ヘキサクロロブタジエン (別名: ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン)	Hexachlorobutadiene
16	3846-71-7	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(IV-320)	2-(2H-1,2,3-benzotriazol-2-yl)-4,6-di-tert-butylphenol (IV-320)
17	-	ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (別名 PFOS) 又はその塩	Perfluorooctane sulfonic acid (PFOS)
18	307-35-7	ペルフルオロ (オクタン-1-スルホニル) = フルオリド(別名PFOSF)	Perfluorooctane sulfonyl fluoride(PFOSF)
19	608-93-5	ペンタクロロベンゼン	Pentachlorobenzene
20	319-84-6	α-ヘキサクロロシクロヘキサン	Alpha hexachlorocyclohexane
21	319-85-7	β-ヘキサクロロシクロヘキサン	Beta hexachlorocyclohexane
22	58-89-9	リンデン (別名: γ-ヘキサクロロシクロヘキサン)	Lindane
23	143-50-0	クロルデコン	Chlordecone
24	36355-01-8	ヘキサブロモビフェニル	Hexabromobiphenyl
25	-	テトラブロモジフェニルエーテル	Tetrabromodiphenyl ether
26	-	ペンタブロモジフェニルエーテル	Pentabromodiphenyl ether
27	-	ヘキサブロモジフェニルエーテル	Hexabromodiphenyl ether
28	-	ヘプタブロモジフェニルエーテル	Heptabromodiphenyl ether
29	115-29-7 959-98-8 33213-65-9	エンドスルファン	Technical endosulfan and its related isomers

No.	CAS No.	物質名	英文名
30	25637-99-4 3194-55-6 4736-49-6 65701-47-5 134237-50-6 134237-51-7 134237-52-8 138257-17-7 138257-18-8 138257-19-9 169102-57-2 678970-15-5 678970-16-6 678970-17-7	ヘキサブロモシクロドデカン	Hexabromocyclododecane
31	-	ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類	Pentachlorophenol and its salts and esters
32	18993-26-5 36312-81-9 63981-28-2 219697-10-6 221174-07-8 276673-33-7 601523-20-0 601523-25-5	短鎖型塩化パラフィン（炭素数10～13）	Shortchaine chlorinated paraffins (C 10-C 13)
33	1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル(decaBDE)	Decabromodiphenyl ether
34	-	パーフルオロオクタン酸（PFOA）又はその塩	Perfluorooctanic acid (PFOA) and individual salts and esters of PFOA
35	355-46-4等	ヘルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）若しくはその異性体又はこれらの塩	Perfluorohexane sulfonic acid (PFHxS) or its isomers or there of salts

2-1-5. 労働安全衛生法施行令の製造禁止物質

No.	CAS No.	物質名	英文名
1	—	黄りんマッチ（黄りん）	Tetra phosphorus
2	—	ベンジジン及びその塩	Benzidine and its salts
3	—	4-アミノビフェニル及びその塩	4-Aminobiphenyl and its salts
4	—	石綿（アスベスト）	Asbestos
5	—	4-ニトロビフェニル及びその塩	4-Nitrobiphenyl and its salts
6	—	ビス（クロロメチル）エーテル	Bis(chloromethyl) ether
7	—	β-ナフチルアミン及びその塩	β-Naphthylamine
8	—	ベンゼン含有ゴムり（ベンゼン容量:> 5%）	Rubber cement containing benzene (Benzene:> 5%)

2-2. 削減対象物質

No.	CAS No.	物質名	英文名
—	—	—	—

別紙3 含有管理物質

グリーン調達基準書 Ver6.0

(含有有無、含有量、使用部位、用途等の把握を必要とする物質)

No.	物質群	対象部位	閾値	用途・使用例	参照 法規制
1	酸化ベリリウム	すべて	成型品の0.1重量% (1,000ppm)	セラミック材料	21
2	臭素系難燃剤 (PBBとPBDE又はHBCDD以外)	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の臭素の含有量合計で0.1重量% (1,000ppm)	難燃剤	23,24
		積層プリント配線基板	積層板の臭素の含有量合計で0.09重量%(900ppm)		
3	塩素系難燃剤	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の塩素の含有量合計で0.1重量%(1,000ppm)	難燃剤	23,24
		積層プリント配線基板	積層板の塩素の含有量合計で0.09重量%(900ppm)		
4	ポリ塩化ビニル（PVC）およびPVCコポリマー	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の塩素の含有量合計が1,000ppm	樹脂材料、絶縁体、耐薬剤、OHPフィルム、シース材	23
5	ホルムアルデヒド	織物	織物製品の0.0075重量% (75ppm)	木材等の防虫・腐食防止、接着剤	25,26
		複合木材製品または部品	意図的添加		
6	REACH規則認可対象候補物質 SVHC	REACH認可対象候補物質参照	成型品の0.1重量% (1,000ppm)	—	2
7	ニッケル	長時間皮膚に接する部品の場合	意図的添加	ステンレス鋼、メッキ	2
8	中国VOC規制対象物質	塗料、接着剤、インク、洗浄剤、又はそれらを使用する部品	意図的添加	塗料、接着剤、インク、洗浄剤	-

別紙4 参照法規制の表記番号

付表中の表記 (参照法規制 欄)	法律等の名称（一部略称）、国・地域
1	RoHS 指令(改正) 2011/65/EU （欧州）
2	REACH 規則(EC) No1907/2006 （欧州）
3	プロポジション65（米国・カリフォルニア）
4	2008 年消費者製品安全改善法（PUBLIC LAW 110-314）（米国）
5	水銀危険低減法（米国）
6	有害物質規制法（TSCA：Toxic Substances Control Act）（米国）
7	特定の危険物質・調剤・アーティクル取扱いのリスク軽減政令（ChemRRV）（スイス）
8	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（日本）
9	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（国際条約）
10	残留性有機汚染物質(POPs)に関する規則(EC) No 850/2004（欧州）
11	健康と環境に有害な化学物質およびその他の製品の製造，輸入，輸出，販売および使用の制限に関するノルウェー規則（ノルウェー）
12	カナダ環境保護法 SOR/2008-178（カナダ）
13	米国 PFOA 自主廃絶プログラム（米国）
14	(EU) No517/2014（欧州）
15	モントリオール議定書（国際条約）
16	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（日本）
17	EU EU 包装指令 94/62/EEC（欧州）
18	Toxics in Packaging Prevention Act（米国・カリフォルニア）
19	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（日本）
20	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（日本）
21	EU WEEE 指令2002/96/EC 第11 条：処理施設への情報提供実施に関する DIGITALEUROPE/CECED/AeA/EERA ガイダンス（欧州）
22	過塩素酸塩汚染防止法2003（米国・カリフォルニア）
23	JS709（業界標準）（米国）
24	IPC-04101,IEC61249-2-21（国際規格）
25	CARB 規則（米国・カリフォルニア州）
26	BGB I 1990/194:ホルムアルデヒド規制§2, 12/2/1990（オーストリア）

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社グループ 御中

作成日 年 月 日

仕入先様		
承認	確認	作成

化学物質管理体制調査票 (1/2)

会社名			
代表者名（責任者名）			
作成部門・担当	部署名		
	役職		
	氏名		
	E-mail（半角）	T E L（半角）	
	所在地		
生産品目			

※変更が発生した場合は再提出下さい。

1.情報提供に関する確認事項

(1) ダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループの要求する部材の含有化学物質調査に対応いただけますか。			
	1) ダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループが指定するフォーマットでの化学物質含有情報の報告	☐ はい	☐ いいえ
	2) ダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループが指定する資料（高精度分析データ）	☐ はい	☐ いいえ
(2) ダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループに納入する製品に対して、下記の内、どのフォーマットでの化学物質含有量の報告が行えますか。			
報告フォーマット （複数選択可）	☐ chemSHERPA-AI ☐ IMDS/JAMA（GADSL） ☐ その他：弊社グループが指定した様式		
(3) E U R o H S 指令の物質／用途が管理できていますか ※上記（1）（2）が対応できない場合記入		☐ はい	☐ いいえ
※事業・業界の状況に応じ、上記と異なる対応をお願いすることがあります。 ※情報の提供は個々の製品採用検討時、および環境法令変更時等にダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループから別途依頼します。			

2.環境管理活動調査

No1. 製品含有化学物質管理体制				
(1) 顧客企業からのサプライヤ認証情報 3年以内に顧客企業から製品含有化学物質管理システムに関する監査を受け、適合（認証）している場合下表に記載し、認定書のコピーを添付下さい。				
	会社名	認証日	認証No.	
(2) 外部認証に関する項目 ※外部認証は、I S O 1 4 0 0 1またはエコアクション2 1などのI S Oに準じる環境マネジメントシステムを対象とします。				
	認証機関名	認証日	認証No.	認証期限
【取得済み外部認証】				
【取得済み外部認証】				
【取得計画／回答日より1年以内に限定】		審査予定日		
No2. 含有物質の分析調査体制とダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループ禁止物質使用状況の確認				
(1) XRF（蛍光X線分析装置）を用いて、必要に応じ含有分析を行っていますか？	☐ 自社所有の分析装置で分析 ☐ 外部機関に依頼して分析 ☐ 分析する体制はない			
(2) ICP(誘導結合プラズマ分析装置)を用いて、必要に応じ含有分析を行っていますか？	☐ 自社所有の分析装置で分析 ☐ 外部機関に依頼して分析 ☐ 分析する体制はない			
(3) ダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループの定める含有禁止物質を使用している工場はありますか？	☐ 全ての工場で使用していない ☐ 一部の工場で使用している ☐ 未確認			
(4) (3) 項にて禁止物質使用の場合、対象物質名と使用用途・目的、混入防止策を記載下さい				
(5) (3) 項にて禁止物質含有物質使用工場があれば工場名（メーカー名）を記載下さい				

化学物質管理体制調査票（2／2）

【評価結果】

設問数	自己監査結果			ダイヤモンドエレクトロニックホールディングス(DEHD)監査結果		
	適合	不適合	非該当	適合	不適合	非該当
50	0	0	0	0	0	0
Rate	0%	0%	---	0%	0%	---

【自己評価ランク】

—

【DEHD評価ランク】

—

【評価基準】

A	適合90%以上
B	適合80%以上
C	適合70%以上
D	適合70%未満

【ダイヤモンドエレクトロニックホールディングス(DEHD)総評】

--

実施項目	No	設問	自己監査 結果	DZ監査 結果	記載（エビデンス名称、文書名等）	エビデンスと確認の注意点	ダイヤモンドエレクトリックホールディングス(DEHD) 監査結果（備考）
顧客や供給者との コミュニケーション	12	顧客／供給者への情報伝達／情報交換を図る効果的な方法があり実施していますか？ 【判断基準】 適 合：顧客が順守必要な基準（顧客のグリーン調達基準書等）の入手、供給者が順守必要な基準（自社のグリーン調達基準書等）の提供が問題なく出来ている。 不適合：顧客や供給者とのコミュニケーションを定めた規定も無く実施している。			◆顧客が順守必要な基準の入手方法と運用について ◆供給者が順守必要な基準の提供方法と運用について	組織は顧客とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を明確にし、実施し、その内容を文書化した情報として保持すること。 ■確認の視点 最新の法規制／業界基準／顧客要求基準等を管理し、自社の管理基準に反映しているか。	
Cip管理基準の明確化	13	(1)対象化学物質がリスト化されていますか？ 【判断基準】 適 合：対象とする化学物質を明確にしたリストがある。 不適合：上記リストがない。			◆対象とする化学物質を明確にした文書名	組織は、製品に対応するCip管理基準を定め、文書化した情報として維持すること。	
	14	(2)対象化学物質が、「使用禁止」「製造工程禁止」等を明確にし、「対象部位」や「閾値」も明確にしていますか？ （管理レベルの明確化） 【判断基準】 適 合：管理レベルを明確にした規定がある。 不適合：上記規定がない。			◆管理レベルを明確にした規定名		
	15	(3)適用法規制を明確になっていますか？ 【判断基準】 適 合：適用法規制を明確にしたリスト等がある。 不適合：上記リスト等がない。			◆適用法規制を明確にしたリスト名		
	16	(4)必要に応じ、又は定期的にCip管理基準を見直す為の規定がありますか？ 【判断基準】 適 合：見直すための規定がある。 不適合：規定がない。			◆見直すための規定名		
	17	(5)管理基準を関係部署に周知していますか？。 【判断基準】 適 合：社内周知に関する規定があり、社内周知（webも含む）している 不適合：社内周知に関する規定がなく、社内周知（webも含む）していない。			◆周知の規定名 ◆周知方法		
設計・開発におけるCip管理	18	(1)新たな部材を購入する際、購入先に対し、求めるCip管理規定がありますか？ 【判断基準】 適 合：新たな部材のCip情報を入手する部門と確認の方法を明確にした規定がある。 不適合：上記規定がない。			◆Cip情報を入手する部門と確認の方法を明確にした規定名	調査対象と結果が確認できる記録があること（調査対象結果一覧） ■確認の視点 ①購入する部品、材料の含有化学物質情報を調査しているか ※調査未完了の部品・材料についてはどのように対応しているかを確認すること ②製品含有化学物質管理の対象範囲について漏れなく調査しているか ※調査対象外がある場合はその理由を確認すること ※副資材、補助材料も調査していること	
	19	(2)製造段階において、変換工程/併行生産/リサイクル材使用等がある場合、これを管理する規定がありますか？ 【判断基準】 適 合：製造段階においてCip管理基準を超える可能性がある事を認識し、これを管理する規定がある。 不適合：上記規定がない。 変換工程：化学物質の組成や濃度に変化が発生する工程（例：半田槽）			◆製造段階における規定名		
	20	(3)製品の引渡し段階で、製品のCip情報を明確にしていますか？ 【判断基準】 適 合：製品の納入仕様書にCip管理保証水準を明記している。 又は、顧客要求に応じた環境資料等を作成／提出している。 不適合：明確にしている。			◆製品のCip情報を明確にする方法		

実施項目	No	設問	自己監査 結果	DZ監査 結果	記載（エビデンス名称、文書名等）	エビデンスと確認の注意点	ダイヤモンドエレクトリックホールディングス(DEHD) 監査結果（備考）
Cip情報の入手及び確認	21	(1)購入先に対し、CIP管理基準を定めていますか？ 【判断基準】 適 合： 購入先に対するCIP管理基準を定めた基準書等（グリーン調達基準書等）がある。 不適合： 基準書等（グリーン調達基準書等）がない。 ※基準書等があっても、内容が不十分。 （対象とする化学物質の、「使用禁止」「製造工程禁止」等が不明確、「対象部位」や「閾値」も不明確）			◆購入先にCIP管理基準を定めた文書名	組織は、CIP情報の入手及び確認の結果に対する処置をあらかじめ規定した上で購買におけるCIPに関わる管理基準を供給者に提示し、C i P 情報を入手すること。組織は入手したCIP情報が購買におけるC i P に関わる管理基準を満たしていることを確認し、その結果を文書化した情報として保持すること。	
	22	(2)「購買に関する管理基準」は購入先に対し、どのように周知していますか？ 【判断基準】 適 合： グリーン調達規程書等により、購入先に対し文書で周知している。 不適合： 周知していない。			◆購入先に対し周知している文書名	購買におけるCIPに関わる管理基準に沿ったCIP情報の入手及び確認は製造開始前までに完了すること。	
	23	(3)製品を構成する全ての部材について、購入先に対して、以下が明確になっていますか？ (a)CIP情報を入手する時期を明確にしている。 (b)CIP情報（不使用保証書等）の入手手段。 (c)CIP情報を入手する担当部署が明確になっている。 (d)製品のBOMに対し、CIP情報が調査されていることを確認している。 【判断基準】 適 合： (a)～(d)が明確になっている。 不適合： (a)～(d)の内、一つでも不明確である。			◆(a)～(d)を明確にした規定名や管理手段 (a) (b) (c) (d)		
	24	(4)上記(3)でCIP情報の報告内容(含有有無/含有量/濃度/使用用途等)を入手する様式がありますか？ 【判断基準】 適 合： 購入先からCIP情報を入手する為の様式が明確になっている。 不適合： 明確になっていない。			◆調査フォーマットの名称		
	25	(5)上記(3)で入手したCIP情報内容の良否判定を行うに当たり、下記のポイントが明確になっていますか？ ※明確にするポイント ①いつ ②方法 ③判定担当部署 ④判定内容を記録している 【判断基準】 適 合： 上記①～④を明確にした規定があり、製品の生産前までに判定が行われている。 不適合： 上記規定がなく、判定が行われていない。			◆①～④を明確にした規定名や記録名 ① ② ③ ④		
	26	(6)自社製品がCIP管理基準に適合しているか判定できますか？ (a)製品を構成する部材についてCIP管理を行い、判定している。（記録がある） (b)工程における混入防止/識別管理/汚染管理/変換工程の定期成分管理に関する規定がある。（記録がある） (c)購入先における4M変更、自社4M変更に関する規定がある（記録がある） 【判断基準】 適 合： (a)～(c)に関する規定や記録がある。 不適合： 上記規定や記録が一部でも無い。			◆(a)～(c)の規定名と記録名 (a) (b) (c)		
供給者におけるCipの管理 状況の確認	27	(1)供給者に対し、CIP管理基準を満たすために、CIP管理の仕組みの構築と運用を要求していますか？ 【判断基準】 適 合： 調達先に対しグリーン調達規程書等で、CIP管理基準を満たす仕組みと運用、環境負荷物質管理体制について要求している。 不適合： 要求する文書が無い。			◆供給者に対し、CIP管理の仕組みの構築と運用を要求した文書名	仕入先への要求の記録（例 グリーン調達基準書や取引先評価シートの配布記録） ■確認の視点 ①仕入先へ「製品含有化学物質管理」を要求しているか ※「製品含有化学物質管理」とは、製品に含有される化学物質を購入・製造・販売の各段階において適切に管理するための仕組みをさします。	
	28	(2)新規に供給者を選定する場合、供給者に対しCIP管理の状況を確認していますか？ 【判断基準】 適 合： 供給者を選定する際、CIP管理の状況確認を行う為の仕組みや内容／方法を規定している。 不適合： CIP管理の状況確認を行う為の仕組みや内容／方法を規定が無く、確認していない。			◆新規供給者の選定の際、CIP管理の状況を確認する為の規定名	仕入先を評価した記録（評価結果一覧、個別の評価記録） ■確認の視点 ②新規の仕入先に評価実施しているか ③取引継続の場合は、定期的に評価を更新しているか	
	29	(3)取り引きを継続する場合、必要に応じて定期的にCIP管理の状況を再確認していますか？ 【判断基準】 適 合： 継続取引においてCIP管理の状況を確認する為の規定がある。 不適合： 上記規定がない。			◆継続取引においてCIP管理の状況を確認する為の規定名	④上記①の内容に沿った評価を実施してるか ⑤評価未完了、もしくは評価内容、評価結果に問題がある仕入先がある場合は、対応しているか ※改善が必要な仕入先には改善指導等の対応をしていること	
	30	(4)上記(2)(3)について、供給者に対するCIP管理の状況の確認結果を記録していますか？ 【判断基準】 適 合： 上記(2)、(3)の記録が管理されている。 不適合： 記録がない。			◆記録名	⑥仕入先（1次仕入先）が部品材料を購入する仕入先（2次仕入先）を評価していることを確認しているか	
	31	(5)上記(2)(3)についてCIP管理の状況確認が未完了、又は確認した内容、結果に問題がある場合の処置方法を定めていますか？ 【判断基準】 適 合： 対象となる事象に対する処置内容を定めた規定がある。 不適合： 処置内容を定めていない。			◆対象となる事象に対する処置内容を定めた規定名		
	32	(6)自社は、1次供給者を通じて、2次供給者に対してもCIP管理を要求し、確認していますか？ ※製品/部品の調達の流れ 自社 ← 1次供給者 ← 2次供給者 ※CIP管理要求の流れ 自社 → 1次供給者 → 2次供給者 【判断基準】 適 合： 2次供給者にCIP管理を要求した基準書等があり、2次供給者の運用状況を確認している。 不適合： 上記基準書等が無い。			◆1次供給者を通じ、2次供給者にCIP管理を要求した文書名		

実施項目	No	設問	自己監査 結果	DZ監査 結果	記載（エビデンス名称、文書名等）	エビデンスと確認の注意点	ダイヤモンドエレクトリックホールディングス(DEHD) 監査結果（備考）
受入れ時におけるCip管理	33	(1)受入れ時に購買製品が購買管理基準を満たしていることを確認していますか。 【判断基準】 適 合：全ての購買製品に対し、基準を満たしていることを確認する為の規定があり、確認している。 不適合：規定が無い。または規定があっても確認を行っていない。			◆基準を満たしていることを確認する為の規定名	組織は、受入れ時における購買製品の確認結果に対する処置をあらかじめ規定し、受入れ時に、購買製品が組織の購買におけるCiPiに関わる管理基準を満たしていることを確認し、その結果を文書化した情報として保持すること。	
	34	(2)上記(1)の結果を記録していますか？ 【判断基準】 適 合：受入検査結果の記録がある。 不適合：記録が無い。			◆記録名		
製造工程における管理 (変換工程の管理)	35	(1)変換工程がありますか？【評価対象外設問】 【判断基準】 該 当：変換工程がある。 非該当：変換工程がない。 ※回答が「非該当」の場合、(2)～(4)は「非該当」と記載して下さい。			◆該当する工程名と対象物質名	組織は、製造工程におけるCiPiに関わる管理基準に基づいて、製造工程を管理し、その結果を文書化した情報として保持すること。	
	36	(2)上記(1)に該当する工程に対し、製造工程におけるCiPiに関わる管理基準を定めていますか？ 【判断基準】 適 合：変換工程の管理基準がある。 不適合：管理基準が無い。			◆管理基準名		
	37	(3)上記(2)の管理の結果を記録していますか？ 【判断基準】 適 合：変換工程にて管理基準との判定を行った記録を管理している。 不適合：判定記録が管理されていない。			◆記録名		
	38	(4)上記(2)～(3)の管理を実施する手順が文書化されていますか？ 【判断基準】 適 合：規定がある。 不適合：規定がない。			◆手順を定めた規定名		
誤使用及び汚染の防止 (併行生産及び使用禁止 物質の誤使用・汚染の管理)	39	(1)部品・材料の受入、置き場(副資材、包装用材料含む)で、誤使用・汚染防止の適切な管理ができていますか？ また、適切な管理を実施する手順が文書化されていますか？ 【判断基準】 適 合：手順が文書化されており、適切な管理ができている。 不適合：文書化されていない。			◆手順を定めた文書名	組織は、C i P 管理基準で対象とした化学物質の誤使用及び汚染の防止策を実施すること。	
	40	(2)下記の関係する全ての製造工程において誤使用・汚染防止の適切な管理ができていますか？ また、適切な管理を実施する手順が文書化されていますか？ (a)ライン工程、(b)仕掛品置き場 (c)手直し工程 (d)生産設備及び治工具 【判断基準】 適 合：(a)～(d)全ての手順が文書化されており、適切な管理ができている。 不適合：手順が文書化されていない。 ※(a)～(d)の内、1つでも不足の場合は不適合。			◆手順を定めた文書名		
	41	(3)出荷用倉庫における製品置き場においても、誤使用・汚染防止の適切な管理ができていますか？ また、適切な管理を実施する手順が文書化されていますか？ 【判断基準】 適 合：手順が文書化されており、適切な管理ができている。 不適合：文書化されていない。			◆手順を定めた文書名		
識別及びトレーサビリティ	42	製品の下記管理項目について、識別及びトレーサビリティを管理するための方法を文書化していますか。 また記録を作成していますか？ (管理項目) ・構成部材 ・原材料の受入れロット ・製造時期 ・製造工程 ・(該当する場合) 外部委託先に関するトレーサビリティ 【判断基準】 適 合：方法が文書化されており、記録を作成している。 不適合：文書化されていない。			◆方法を定めた文書名 ◆記録名	組織は、CiPi情報を把握し、その情報を速やかに利用、開示及び伝達できるように適切な手段によってCiPi情報のトレーサビリティを確実にすること。 組織の製品に関するCiPi情報を管理する方法を規定し、保存し、実施すること。	

実施項目	No	設問	自己監査 結果	DZ監査 結果	記載（エビデンス名称、文書名等）	エビデンスと確認の注意点	ダイヤモンドエレクトリックホールディングス(DEHD) 監査結果（備考）
変更の管理	43	(1)変更管理の対象が発生した場合、変更前に要否を確認の上、必要なCip情報入手する 部署(人)・時期・手段を明確にした文書がありますか？ 【判断基準】 適 合： 文書がある。 不適合： 文書がない。			◆文書名	組織は、CIP管理基準で対象とした化学物質に影響を及ぼす可能性のある変更の要素を抽出すること。 組織は、変更に対してCIPの変化の確認を適切に行い、その変更を実施する前にCIP管理基準によるレビューをすること。	
	44	(2)上記(1)の変更管理の対象が、顧客または顧客に出荷する製品に影響がある場合、変更前に顧客へ報告する部署(人)・時期・手段を明確にした文書がありますか？ 【判断基準】 適 合： 変更前に顧客へ報告する部署(人)・時期・手段を明確にした文書がある。 不適合： 文書がない。			◆文書名	組織は、変更のレビューの結果、変更を正式に許可した人（又は人々）及びレビューから生じた必要な処置を記載した文書化した情報を保持すること。	
	45	(3)入手したCIP情報について、適合状況を判定し、その結果を記録していますか？ 【判断基準】 適 合： 記録がある。 不適合： 記録がない。			◆記録名		
製品のCIP保証	46	顧客より製品のCIP情報を求められた際、要求資料を作成/提供することが出来ますか？ 【判断基準】 適 合： 出来る。 不適合： 出来ない。			◆作成/提供可能な要員数	組織は製品に関し、代表的な資料である「不使用保証書」「含有確認書」「高精度分析データ」「chemSHERPA」等の作成が可能となるCIP管理の実施と、作成に必要な知識の習得・人員の確保が必要。	
不適合品発生時における対応	47	(1)CIPの不適合品（以下、不適合品という）が発生した際に、組織内部、供給者または外部委託先、顧客への連絡手順を定め実施していますか？ 【判断基準】 適 合： 手順を定めた文書があり、実施している。 不適合： 文書がない。			◆文書名	組織はCIPに関わる不適合品発生時における組織内部、供給者、外部委託先及び顧客への速やかな連絡、並びに応急処置の方法を定め文書化すること。 応急処置の後に、原因を特定し、必要な処置を決定し、実施して再発を防止すること。	
	48	(2)不適合品発生時に応急措置として波及範囲を特定し、識別管理する為の手順を定め、実施していますか？ 【判断基準】 適 合： 手順を定めた文書があり、実施している。 不適合： 文書がない。			◆文書名	発生を未然に防止するための予防処置を講じること。組織は不適合品発生時の対応を文書化した情報として保持すること。	
	49	(3)原因究明とその恒久対策、予防措置をとるための手順を定め実施していますか？ 【判断基準】 適 合： 手順を定めた文書があり、実施している。 不適合： 文書がない。			◆文書名		
	50	(4)再発防止策の水平展開をするための手順を定め実施していますか？ 【判断基準】 適 合： 手順を定めた文書があり、実施している。 不適合： 文書がない。			◆文書名		

文書類の記入、提出方法

下記項目に従い該当する内容を記入してください。

記入漏れ・記入ミスがありますと再提出が必要ですので、ご注意ください。

含有確認書

別紙7「含有確認書」を使用してください。

《基本情報》

作成日、納入業者名、製造業社名、部署名、責任者名、責任者印の押印、記入者、連絡先

*海外の場合は押印の代わりに責任者の署名でも可。

《含有化学物質調査》

①部材名称：部品名、貴社正式部番

*シリーズ等で共通して適用できる場合は、シリーズ名で一括作成し対象部番リストを添付してください。

②部品質量：製品1個当りの質量(g,kg)、mあたりの質量(g/m)、またはm³あたりの質量(g/m³)（単位欄□にチェック）

③含有の有無：「有り」→不純物が意図的の欄に○、「無し」→×

④部位質量：均質材料の質量をg単位で記入

⑤含有量、含有率：均質材料中の化学物質の含有量(g単位) および含有率

*部位（均質材料中）の含有率です。含有率ppm = (含有量÷部位質量) × 10⁶

*数字が判読できるようにご記入下さい。(例)0.00000003 = 3E-08

⑥含有部位、用途：均質材料単位の部位と含有物の使用目的

⑦備考欄：RoHS対応について

*RoHS適用除外用途は「RoHS適用除外用途」と明記の上、適用除外項番を記載してください。

*不純物は「閾値未満」であることを明記してください。

*閾値については別紙1「使用禁止物質」を確認してください。

【ご提出方法】

弊社の依頼担当者へ送付(原紙かコピー) または電子データ・PDFデータをメール添付してください。

不使用保証書

別紙8「不使用保証書」を使用してください。

訂正の際は修正液を使用せず、二重線で消して訂正印を押印してください。

《基本情報》

作成日、会社名、社印又は責任者印の押印(朱印)、役職/責任者名、担当者名、電話番号

*海外の場合は社印押捺の代わりに署名でも可。

《対象部材》

部品名、弊社登録部番(またはシリーズ名)

*ダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループが登録している部品名、部番を記入してください。

*未登録部材ご回答の場合は、お取引先様の部品名、部番を記入してください。

*シリーズ等で共通して適用できる場合は、シリーズ名で一括作成し対象部番リストを添付してください。

*ダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループ部品コードのご記入は不要です。

《不純物、適用除外の含有など》

禁止物質の含有が有る場合は記入必須です。

禁止物質名、含有率、部位・用途、コメント

*均質材料ごとに閾値に関係なく記入してください。

*コメント欄に「RoHS適用除外の項番」「不純物」などRoHS対応品であることを明記してください。

【ご提出方法】

社印、又は責任者印を押印(海外は署名で可) した原本を提出してください。

電子データをご提出の際も、原本を弊社依頼担当者へ送付してください。

高精度分析データ一覧表

別紙9「高精度分析データ一覧表」を使用してください。

《基本情報》

作成日、会社名、社印又は責任者印の押印(朱印)、役職/責任者名
*海外の場合は社印押捺の代わりに署名でも可。

《対象部材》

部品名、弊社登録部番(またはシリーズ名)
*ダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループが登録している部品名、部番を記入してください。
*未登録部材ご回答の場合は、お取引先様の部品名、部番を記入してください。
*シリーズ等で共通して適用できる場合は、シリーズ名で一括作成し対象部番リストを添付してください。
*ダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループ部品コードのご記入は不要です。

《分析データ》

分析部位は、「均質材料」を記入してください。(均質材料の例：導線 ⇒ 銅線、被膜、メッキ等)
「適用除外用途」を適用している場合、RoHS適用除外の番号を記入してください。

【ご提出方法】

弊社の依頼担当者へ送付(原紙かコピー) または電子データ・PDFデータをメール添付して下さい。
*分析機関の分析データも併せて送付してください。

chemSHERPA

chemSHERPAツール及び、関係資料は下記URLより入手してください。

URL : <https://chemsherpa.net/>

《基本情報》

chemSHERPAの作成方法の詳細は、上記URLより各種マニュアルを入手し、参照してください。
作成の際、最新のchemSHERPA Ver.を使用してください。

《chemSHERPA-AI》

chemSHERPA-AIの対象製品は、成形品です。
『基本情報』、『成分情報』、『遵法情報』、『SCIP情報』を入力してください。

《chemSHERPA-CI》

chemSHERPA-CIの対象製品は、化学品です。
『基本情報』、『成分情報』を入力してください。

《注意事項》

成分情報は、可能な限り90%以上の開示をお願い致します。

【ご提出方法】

弊社の依頼担当者へファイル(～.shai)をメールで送付してください。

IMDSデータ及びJAPIA統一データシート

IMDSシステム及び、JAPIA関係資料は下記URLより入手してください。

IMDSシステム

URL : <https://www.mdsystem.com/imdsnt/faces/login>

JAPIA 一般社団法人 日本自動車部品工業会

URL : <https://www.japia.or.jp>

《基本情報》

IMDSデータ及びJAPIA統一データシートの作成方法の詳細は、上記URLより各種マニュアルを入手し、参照してください。
作成の際、最新のIMDS Ver.を使用してください。

《IMDSデータ》

車載製品の構築物、材料、副資材及び含有物質が調査の対象です。

材料の構成、物質名、含有量を入力してください。

書式は、IMDSデータとします。

《JAPIA統一データシート》

車載製品の構築物、材料、副資材及び含有物質が調査の対象です。

材料の構成、物質名、含有量を入力してください。

書式は、JAMA/JAPIA統一データシート（CSVファイル形式）とします。

《注意事項（IMDSデータとJAPIA統一データシート共通）》

*「その他・非開示」は、原則10%未満とします。

*環境関連物質の意図的含有、及び閾値を超える不純物としての含有がある場合、これを「その他・非開示」に含めることはできません。

*用途により適用除外となる場合でも、環境関連物質について意図的含有がある場合、及び閾値を超える不純物としての含有を認識されている場合、環境関連物質について成分のデータ登録を要します。

【ご提出方法】

IMDSデータは、下記企業IDに送付してください。

企業名 : Diamond-ZEBRA Electric Mfg. Co., Ltd.

企業ID : 18340

弊社の依頼担当者へJAPIAシート(～.csv)をメールで送付してください。

含有確認書

管理No.

作成日(西暦)		部品名	
納入業者名		部番	
製造業社名		ダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループ製品コード	
部署名		TEL	
責任者		FAX	
記入者		E-mail	

部品質量		☐ g ☐ kg ☐ g/m ☐ g/m ²
------	--	---

No.	物質群	対象部位	含有有無		部位質量g	含有量g	含有率ppm	含有部位、用途	備考欄 (RoHS適用除外用途等)
			有	無					
			本 純 物	意 図 的					
使用禁止物質									
1	カドミウム/カドミウム化合物	すべて							
2	六価クロム化合物	すべて							
3	鉛/鉛化合物	すべて							
4	水銀/水銀化合物	すべて							
5	トリブチルスズ=オキシド(TBTO) CAS No.56-35-9	すべて							
6	三置換有機スズ化合物	すべて							
7	ジブチルスズ化合物(DBT)	すべて							
8	ジオクチルスズ化合物(DOT) ※1	※1							
9	ポリ臭化ジフェニル(PBB)類	すべて							
10	ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)類	すべて							
11	ポリ塩化ジフェニル(PCB)類および特定代替品 ※別紙1 付表 参照	すべて							
12	ポリ塩化ターフェニル(PCT)類	すべて							
13	ポリ塩化ナフタレン	すべて							
14	過塩素酸塩	すべて							
15	パーフルオロオクタン sulfonate 酸塩(PFOS)	すべて							
16	フッ素系温室効果ガス(PFC, SF6, HFC) ※別紙1 付表 参照	すべて							
17	アスベスト類	すべて							
18	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料 ※別紙1 付表 参照	繊維と皮革							
19	オゾン層破壊物質 ※2 ※別紙1 付表 参照	すべて							
20	放射性物質	すべて							
21	2-(2H-1,2,3ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6ジ-ターシャリ -ブチルフェノール(UV-320) CAS No.3846-71-7	すべて							
22	フタル酸エステル類 ※3 (BBP,DBP,DEHP,DIDP,DINP,DNOP) ※別紙1参照	玩具用途の外郭部品							
23	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP) ※4 CAS No.117-81-7	すべて							
24	フタル酸ジブチル(DBP) ※4 CAS No.84-74-2	すべて							
25	フタル酸ブチルベンジル(BBP) ※4 CAS No.85-68-7	すべて							
26	フタル酸ジイソブチル(DIBP) ※4 CAS No.84-69-5	すべて							
27	ジメチルフマレート(フタル酸ジメチル) CAS No.624-49-7	すべて							
28	四重金属(カドミウム、六価クロム、鉛、水銀)	梱包材							
29	短鎖型塩化パラフィン (C10-13)	すべて							
30	特定多環芳香族炭化水素類(PAHs) ※別紙1 付表 参照	皮膚または口腔内に直接、 繰り返し接触する場合							
31	ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD) ※別紙1 付表 参照	すべて							
32	パーフルオロオクタン酸(PFOA) ※別紙1 付表 参照	すべて							
33	ヒ素 ※5	木材防腐剤							
34	塩化コバルト	乾燥剤							
35	天然ゴム ※6	玩具用途で、一般消費者 が直接皮膚に触れる部位							
36	赤リン ※7 CAS No.7723-14-0	絶縁性が必要な部位、強 度が必要な部位							
37	2-(2H-ベンゾトリアゾール2-イル)-4,6-ジ-tert-ベンチル フェノール(UV-328) CAS No.25973-55-1	すべて							
38	リン酸イソプロピルフェニル (PIP(3:1)) (リン酸トリス) CAS No.68937-41-7	すべて							
39	デカブロシフェニルエーテル(decaBDE) CAS No.1163-19-5	すべて							
40	ヘキサクロロブタジエン (HCBd) CAS No.87-68-3	すべて							
41	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP) CAS No.732-26-3	すべて							
42	ペンタクロロフェノール (PCTP) CAS No.133-49-3	すべて							
43	ペルフルオロアルキル sulfonate 化合物及びパーフルオロアルキ ル sulfonate 化合物 (PFAS)	コーティング材							
44	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS) CAS No.355-46-4等	すべて							
45	ペルフルオロカルボン酸 (C9-C21 PFCA) CAS No.375-95-1等 ※別紙1 付表 参照	すべて							
46	デクロランプラス CAS No.13560-89-9、135821-74-8、135821-03-3	すべて							
47	中鎖塩素化パラフィン(炭素数14~17) (MCCP) CAS No.85535-85-9	すべて							
含有管理物質									
48	酸化ベリリウム	すべて							
49	臭素系難燃剤 (PBBとPBDE又はHBCDD以外)	プラスチック材料、積層プリン ト配線基板							
50	塩素系難燃剤	プラスチック材料、積層プリン ト配線基板							
51	ポリ塩化ビニル (PVC) およびPVCコポリマー	プラスチック材							
52	ホルムアルデヒド	織物、複合木材製品または 部品							
53	REACH規則認可対象候補物質(SVHC)	対象物質							
54	ニッケル ※8	長時間皮膚に接する部品 の場合							
55	中国VOC規制対象物質	※9							

※1 皮膚と接触することを意図する織物および皮革製品、育児用品、2液性室温硬化モールドングキット(RTV-2シーラントモールドングキット)
※2 モニタール認定書対象物質
※3 玩具用途の外郭部品
※4 玩具用途の外郭部品以外
※5 木材防腐剤として使用する場合
※6 玩具用途で、一般消費者が直接皮膚に触れる部位
※7 絶縁性が必要な樹脂、強度が必要な樹脂 (金属中に添加されるリンは除外)
※8 長時間皮膚に接する部品の場合
※9 中国で生産、海外から中国へ輸入する塗料、接着剤、インク、洗浄剤、又はそれらを使用する部品



含有確認書

管理No.

作成日(西暦)	YYYY年 MM月 DD日	部品名	C
納入業者名	A社	部番	XYZ-0123
製造業社名			123456
部署名	B部	TEL	123-456-789
責任者	電機 太郎	FAX	
記入者	緑 花子	E-mail	t.denki@~

責任者の捺印、又は署名



シリーズ等で共通して適用できる場合は、シリーズ名で一括作成し対象部番リストを添付してください。

部品質量 ☐g ☐kg ☐g/m ☐g/m² 該当単位を■にしてください。

No.	物質群	対象部位	含有有無		部位質量g	含有量g	含有率ppm	含有部位、用途	備考欄 (RoHS適用除外用途等)
			有	無					
			不純物	意図的					
使用禁止物質									
1	カドミウム/カドミウム化合物	すべて		✓				指数表記も可です。例：5E-5	
2	六価クロム化合物	すべて		✓					
3	鉛/鉛化合物	すべて			3.4	3.0	882,353	鉛半田、電気接合	7(a)
4	水銀/水銀化合物	すべて	✓		5.0	5E-05	10	ランプ	
5	トリブチルスズ=オキシド(TBTO) CAS No.56-35-9	すべて							RoHS適用除外用途は適用除外項番を記載してください。
6	三置換有機スズ化合物	すべて							
7	ジブチルスズ化合物(DBT)	すべて							
8	ジブチルスズ化合物(DOT) ※1	すべて							
9	ポリ臭化ビフェニル(PBB)類	すべて							
10	ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)類	すべて							
11	ポリ臭化ビフェニル(PCB)類および特定代替品 ※別紙1 付表 参照	すべて							
12	ポリ臭化ターフェニル(PCT)類	すべて							
13	ポリ臭化ナフタレン	すべて							
14	過塩素酸塩	すべて							
15	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	すべて							
16	フッ素系温室効果ガス(PFC,SF6,HFC) ※別紙1 付表 参照	すべて							
17	アスベスト類	すべて							
18	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料 ※別紙1 付表 参照	繊維と皮革							
19	オゾン層破壊物質 ※2 ※別紙1 付表 参照	すべて							
20	放射性物質	すべて							
21	2-(2H-1,2,3ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6ジターシャ リ-ブチルフェノール(UV-320) CAS No.3846-71-7	すべて							
22	フタル酸エステル類 ※3 (BBP,DBP,DEHP,DIDP,DINP,DNOP) ※別紙1参照	玩具用途の外郭部品							
23	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP) ※4 CAS No.117-81-7	すべて							
24	フタル酸ジブチル(DBP) ※4 CAS No.84-74-2	すべて							
25	フタル酸ブチルベンジル(BBP) ※4 CAS No.85-68-7	すべて							
26	フタル酸ジイソブチル(DIBP) ※4 CAS No.84-69-5	すべて							
27	ジメチルフタレート(フタル酸ジメチル) CAS No.624-49-7	すべて							
28	四重金属(カドミウム、六価クロム、鉛、水銀)	梱包材							
29	短鎖型塩化パラフィン (C10-13)	すべて							
30	特定多環芳香族炭化水素類(PAHs) ※別紙1 付表 参照	皮膚または口腔内に直接、繰り返し接触する場合							
31	ヘキサブROMシクロデカン(HBCDD) ※別紙1 付表 参照	すべて							
32	パーフルオロオクタン酸(PFOA) ※別紙1 付表 参照	すべて							
33	ヒ素 ※5	木材防腐剤							
34	塩化コバルト	乾燥剤							
35	天然ゴム ※6	玩具用途で、一般消費者が直接皮膚に触れる部位							
36	赤リン ※7 CAS No.7723-14-0	絶縁性が必要な部位、強度が必要な部位							
37	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ベンチ ルフェノール(UV-328) CAS No.25973-55-1	すべて							
38	リン酸イソプロピルフェニル (PIP(3:1)) (リン酸トリス) CAS No.68937-41-7	すべて							
39	デカブロモジフェニルエーテル(decaBDE) CAS No.1163-19-5	すべて							
40	ヘキサクロロブタジエン (HCB) CAS No.87-68-3	すべて							
41	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP) CAS No.732-26-3	すべて							
42	ペンタクロロフェノール (PCTP) CAS No.133-49-3	すべて							
43	ペルフルオロアルキルスルホン化合物及びペルフルオロアル キルスルホン化合物 (PFAS)	コーティング材							
44	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS) CAS No.355-46-4等	すべて							
45	ペルフルオロカルボン酸(C9-C21 PFCA) CAS No.375-95-1等 ※別紙1 付表 参照	すべて							
46	デクロンプラス CAS No.13560-89-9, 135821-74-8, 135821-03-3	すべて							
47	中鎖塩素化(パラフィン)炭素数14~17 (MCCP) CAS No.85535-85-9	すべて							
含有管理物質									
48	酸化バリウム	すべて							
49	臭素系難燃剤 (PBBとPBDE又はHBCDD以外)	プラスチック材料、積層プリント配線基板							
50	塩素系難燃剤	プラスチック材料、積層プリント配線基板							
51	ポリ塩化ビニル (PVC) およびPVCコポリマー	プラスチック材							REACH規制SVHCに対象物質の物質名とCAS No.をご記入ください。
52	ホルムアルデヒド	繊維物、複合木材製品または部品							
53	REACH規則認可対象候補物質(SVHC)	対象物質	✓		2.27	0.18	79,295	レジストインク	物質名: *** CAS No.***
54	ニッケル ※8	長時間皮膚に接する部品の場合							
55	中国VOC規制対象物質	※9							

※1 皮膚と接触することを意図する繊維物および皮革製品、育児用品、2液性室温硬化モールドングキット(RTV-2シーラントモールドングキット)

※2 モニトリアル認定書対象物質

※3 玩具用途の外郭部品

※4 玩具用途の外郭部品以外

※5 木材防腐剤として使用する場合

※6 玩具用途で、一般消費者が直接皮膚に触れる部位

※7 絶縁性が必要な樹脂、強度が必要な樹脂(金属中に添加されるリンは除外)

※8 長時間皮膚に接する部品の場合

※9 中国で生産、海外から中国へ輸入する塗料、接着剤、インク、洗浄剤、又はそれらを使用する部品



別紙8

年 月 日

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社グループ 御中

不使用保証書

会社名: _____

役職/責任者名: _____

担当者名: _____

TEL: _____

社印
又は
責任者印(署名)

当社は、ダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループに納入する部材（付属品及び部品に直接接触する包装材を含む）に、下記記載の禁止物質が除外用途を除き、意図的に添加していないこと、また製造工程において使用していないことを保証致します。尚、不純物、適用除外用途の含有などについても、記載の通りであることを保証致します。

記

《対象部材》

管理No.		
部品名	部番	ダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループ部品コード

《禁止物質》

No	物質群	No	物質群
1	カドミウム/カドミウム化合物	25	フタル酸ブチルベンジル(BBP) ※4
2	六価クロム化合物	26	フタル酸ジイソブチル(DIBP) ※4
3	鉛/鉛化合物	27	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)
4	水銀/水銀化合物	28	四重金属（カドミウム、六価クロム、鉛、水銀
5	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	29	短鎖型塩化パラフィン（C10-13）
6	三置換有機スズ化合物	30	特定多環芳香族炭化水素類(PAHs)
7	ジブチルスズ化合物(DBT)	31	ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD)および全異性体
8	ジブチルスズ化合物(DOT) ※2	32	パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩、エステル
9	ポリ臭化ジフェニル(PBB)類	33	ヒ素 ※5
10	ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)類	34	塩化コバルト
11	ポリ塩化ジフェニル(PCB)類および特定代替品	35	天然ゴム ※6
12	ポリ塩化ターフェニル(PCT)類	36	赤リン ※7
13	ポリ塩化ナフタレン	37	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ベンチルフェノール(UV-328)
14	過塩素酸塩	38	リン酸イソプロピルフェニル（PIP(3:1)）（リン酸トリス）
15	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	39	デカブロモジフェニルエーテル(decaBDE)
16	フッ素系温室効果ガス(PFC,SF6,HFC)	40	ヘキサクロロブタジエン（HCBT）
17	アスベスト類	41	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール（2,4,6-TTBP）
18	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	42	ベンタクロロチオフェノール（PCTP）
19	オゾン層破壊物質 ※1	43	ペルフルオロアルキルスルホン化合物及び
20	放射性物質	44	パーフルオロアルキルスルホン化合物（PFAS）※8
21	2-(2H-1,2,3ベンゾトリアゾール-2-yl)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320)	45	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）
22	フタル酸エステル類 ※3 （BBP,DBP,DEHP,DIDP,DINP,DNOP）	46	ペルフルオロカルボン酸（C9-C21 PFCA）
23	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP) ※4	47	デクロランプラス
24	フタル酸ジブチル(DBP) ※4		中鎖塩素化パラフィン(炭素数14～17)(MCCP)

※1 モントリール議定書対象物質

※2 皮膚と接触することを意図する繊維および皮革製品、育児用品、2液性室温硬化モールドングキット(RTV-2シーラントモールドングキット)

※3 玩具用途の外郭部品

※4 全て(玩具用途の外郭部品以外)

※5 木材防腐剤として使用する場合

※6 玩具用途で、一般消費者が直接皮膚に触れる部位

※7 絶縁性が必要な樹脂、強度が必要な樹脂（金属中に添加されるリンは除外）

※8 コーティング剤として使用する場合

《不純物、適用除外の含有など》

禁止物質	含有率(ppm)	部位・用途	コメント

別紙8

YYYY 年 MM 月 DD 日

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社グループ 御中

不使用保証書

社印、又は責任者の捺印、又は署名

会社名: A社

役職/責任者名: B部部長 / 電機 太郎

担当者名: 緑 花子

TEL: 123-456-789

電機
責任者印(署名)

当社は、ダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループに納入する部材（付属品及び部品に直接接触する包装材を含む）に、下記記載の禁止物質が除外用途を除き、意図的に添加していないこと、また製造工程において使用していないことを保証致します。尚、不純物、適用除外用途の含有などについても、記載の通りであることを保証致します。

記

《対象部材》

管理No.	1234-001	
部品名	部番	ダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループ部品コード
C	XYZ-0123	123456

《禁止物質》

No	物質群	No	物質群
1	カドミウム/カドミウム化合物	25	フタル酸ブチルベンジル(BBP) ※4
2	六価クロム化合物	26	フタル酸ジイソブチル(DIBP) ※4
3	鉛/鉛化合物	27	ジメチルマレート(フマル酸ジメチル)
4	水銀/水銀化合物	28	四重金属（カドミウム、六価クロム、鉛、水銀
5	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	29	短鎖型塩化パラフィン（C10-13）
6	三置換有機スズ化合物	30	特定多環芳香族炭化水素類(PAHs)
7	ジブチルスズ化合物(DBT)	31	ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD)および全異性体
8	ジブチルスズ化合物(DOT) ※2	32	パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩、エステル
9	ポリ臭化ビフェニル(PBB)類	33	ヒ素 ※5
10	ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)類	34	塩化コバルト
11	ポリ塩化ビフェニル(PCB)類および特定代替品	35	天然ゴム ※6
12	ポリ塩化ターフェニル(PCT)類	36	赤リン ※7
13	ポリ塩化ナフタレン	37	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ベンチルフェノール(UV-328)
14	過塩素酸塩	38	リン酸イソプロピルフェニル（PIP(3:1)）（リン酸トリス）
15	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	39	デカブロモジフェニルエーテル(decaBDE)
16	フッ素系温室効果ガス(PFC,SF6,HFC)	40	ヘキサクロロブタジエン(HCBD)
17	アスベスト類	41	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール(2,4,6-TTBP)
18	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	42	ベンタクロロチオフェノール(PCTP)
19	オゾン層破壊物質 ※1	43	ペルフルオロアルキルスルホン化合物及び
20	放射性物質	44	パーフルオロアルキルスルホン化合物(PFAS)
21	2-(2H-1,2,3ベンゾトリアゾール-2-yl)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320)	45	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)
22	フタル酸エステル類 ※3 (BBP,DBP,DEHP,DIDP,DINP,DNOP)	46	ペルフルオロカルボン酸(C9-C21 PFCA)
23	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP) ※4	47	デクロランプラス
24	フタル酸ジブチル(DBP) ※4		中鎖塩素化パラフィン(炭素数14~17)(MCCP)

※1 モントリール議定書対象物質

※2 皮膚と接触することを意図する繊維および皮革製品、育児用品、2液性室温硬化モルディングキット(RTV-2シーラントモルディングキット)

※3 玩具用途の外郭部品

※4 全て(玩具用途の外郭部品以外)

※5 木材防腐剤として使用する場合

※6 玩具用途で、一般消費者が直接皮膚に触れる部位

※7 絶縁性が必要な樹脂、強度が必要な樹脂（金属中に添加

※8 コーティング剤として使用する場合

禁止物質の含有がある場合は記入必須です。

均質材料ごとに閾値に関係なく記入してください。

RoHS適用除外用途は適用除外項番を記載してください。

《不純物、適用除外の含有など》

禁止物質	含有率(ppm)	部位・用途	コメント
鉛	100	鉛半田、電気接合	7(a)

会社名		印 又は 署名
部署名・役職		
回答責任者名		

部品名	
部番	
ダイヤモンドエレクトリックホールディングスグループ部品コード	

[illegible]

別紙9
高精度分析データ一覧表

グリーン調達基準書 Ver6.0

作成日 YYYY年MM月DD日

会社名	A社	
部署名・役職	B部 部長	
回答責任者名	電機 太郎	

部品名	C
部番	XYZ-0123
ダイヤモンドエレクトロニックホールディング スグループ部品コード	123456

RoHS10物質のデータ回答シート

No	分析部位 (分析単位)	分析機関名	分析方法	分析日	分析データNo	RoHS対象10物質分析結果(ppm)										適用除外 用途	RoHS適合 (Y/N)	備考
						Pb	Hg	Cd	Cr6+	PBB	PBDE	フタル酸エステル						
												DEHP	DBP	BBP	DIBP			
1	D	SGS	ICP-AEP UV-VIS GC-MS	YYYY/MM/DD	01234567A	10,000	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	7 (a)	Y	鉛半田使用
2	E																	
3	分析単位は、均質材料としてください。 例：導線、被膜 等				分析データも併せて提出してください。						RoHS適用除外用途は適用除外項番を記載してください。							
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

RoHS適用除外用途は適用除外項番を記載してください。

分析単位は、均質材料としてください。
例：導線、被膜 等

分析データも併せて提出してください。

不足する場合は、欄を追加してください。